

## 庁議（令和8年1月20日）結果について

- 1 開催日 令和8年1月20日（火）
- 2 場所 庁議室
- 3 出席者 市長、今井副市長、津田副市長、教育長  
市長室長、企画政策部長、総務部長
- 4 説明者 資産経営課長、職員課長、市民税課長
- 5 事務局 秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長、職員課長  
企画政策課長、政策担当長、企画政策課主査
- 6 付議事項  
(1) 平塚市一般職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）  
について

概要	<p>1 改正理由 国家公務員に準じて、病気休暇に関する規定を整備する。</p> <p>2 改正内容 通勤による負傷又は疾病のため療養する場合に関する人事院規則の一部改正に伴い、病気休暇の規定を見直す。また、病気休暇の区分及び期間は規則に規定する。</p> <p>3 施行日 令和8年4月1日</p>
結果	審議の結果承認された。

- (2) 平塚市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

概要	<p>政府行動計画及び県行動計画が、実際の感染症対応等で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機により万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために改定されたことを受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき本市行動計画の見直しを行うもの。</p> <p>主な改定のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・新型コロナウイルス感染症対応で得られた知見を反映。</li><li>・平時の備え不足という課題を踏まえ、準備期における取組を充実。</li><li>・感染症の発生段階を「6期」から「3期」に再編。</li><li>・取組の記載を「時系列ごと」から「対策項目ごと」に再編。</li></ul> <p>施行期日 令和8年2月</p>
結果	審議の結果承認された。

- (3) 平塚市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>卸売市場法の一部改正に伴い、平塚市地方卸売市場業務条例の第3条、第37条に開設者による公表事項の規定を加える他、条項の新設に伴う規定の整備を行う。</p> <p>【内容】 第3条第2項に開設者による取り扱う指定飲食料品等の公表の規定、</p>
----	--

	第37条第3項に開設者による取り扱う指定飲食料品等の指標及び措置の内容の規定を新設する。 また第3条第2項の新設に伴い第20条第1項第1号の規定を改める。
結果	審議の結果承認された。

## 7 報告事項

(1) 令和3年度平塚漁港左岸導流堤機能保全工事その1の請負代金等請求事件（訴訟）について

概要	<p>令和3年度平塚漁港左岸導流堤機能保全工事その1の請負金額について、受注者から提訴されていることを報告する。</p> <p>また、令和6年10月から令和7年11月まで9回の口頭弁論を開催し、お互いの主張や意見を述べ、争点が整理されたため、裁判官から和解原案が提示されたことについても報告する。</p> <p>工 事 名：令和3年度平塚漁港左岸導流堤機能保全工事その1  請負金額：¥148,500,000  受 注 者：株式会社 甲斐組  工 期：令和4年2月16日から令和4年3月24日（当初）  令和6年3月29日（最終）</p>
----	---

以 上